

平成27年度定期報告制度集計結果

リサイクル推進課

容り法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析①(定期報告制度とは)

- スーパーやコンビニエンスストアなどの小売業者は、容器包装リサイクル法に基づく指定容器包装利用事業者として、平成19年4月1日より、レジ袋等の容器包装の使用削減の取り組みを行うべきこととされている。
- 容器包装多量利用事業者に対しては、同法に基づき、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、毎年度、主務大臣に報告(以下「定期報告」)することが義務づけられている(平成19年度以後の年度に係る容器包装の量及び措置の実施の状況について適用)。

<定期報告制度報告対象>

報告すべき年度の前年度において用いた容器包装(プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール製容器包装、その他の容器包装の合計)の量が50トン以上である以下の小売事業者。

- 各種商品小売業
- 織物・衣服・身の回り品小売業
- 飲食料品小売業
- 自動車部分品・附属品小売業
- 家具・じゅう器・機械器具小売業
- 医薬品・化粧品小売業
- 書籍・文房具小売業
- スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
- たばこ・喫煙具専門小売業

<報告事項>

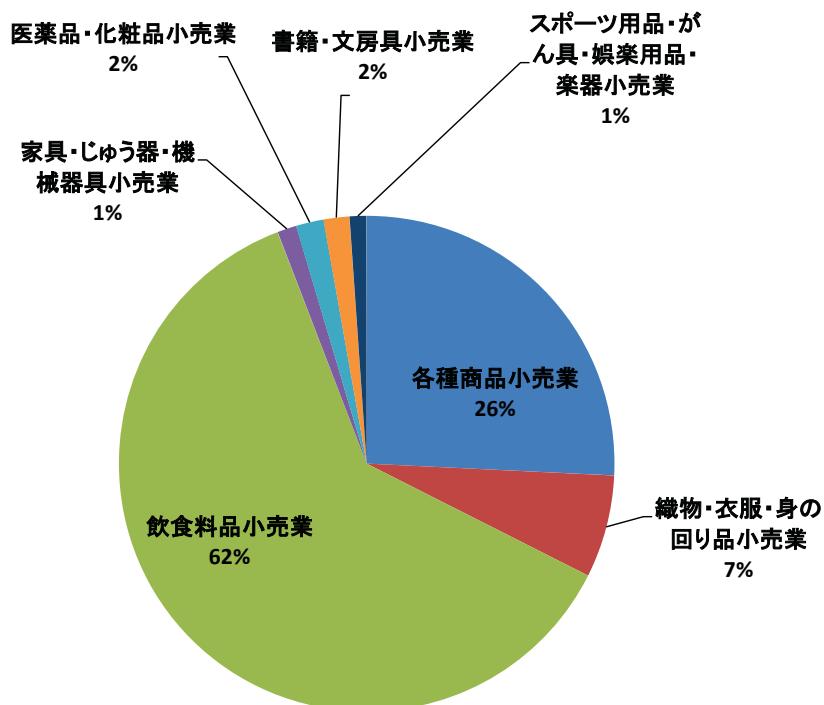
- 容器包装を用いた量【定期報告様式第1表】
- 当該容器包装を用いた量と密接な関係を持つ値【第2表】
- 容器包装の使用原単位【第3表】
- 素材毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明、及び容器包装の使用原単位の設定方法を変更した理由【第4表】

- 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況【第5表】
- 過去5年間で容器包装の使用原単位が改善できなかつた場合、又は容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかつた場合、その理由【第6表】
- 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組【第7表】
- その他の容器包装の使用的合理化のために実施した取組【第8表】

容り法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析②

(【提出全事業者】定期報告提出事業者の業種)

集計対象者数の業種別内訳



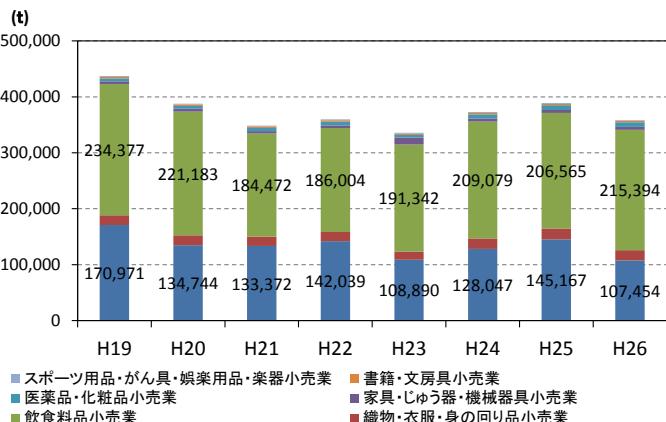
N=718

(説明) 平成27年度提出事業者(計718事業者)の集計結果。

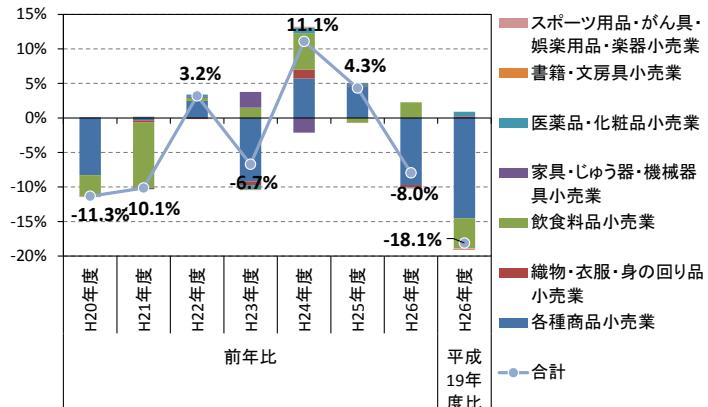
(出所) 定期報告制度

容り法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析③ 【提出全事業者】容器包装を用いた量の推移_業種別)

素材別容器包装を用いた量の推移



容器包装を用いた量の推移(寄与度分解)



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
N	739	705	671	721	653	733	708	718
総量(トン)	437,415	387,854	348,553	359,758	335,667	372,924	389,124	358,187

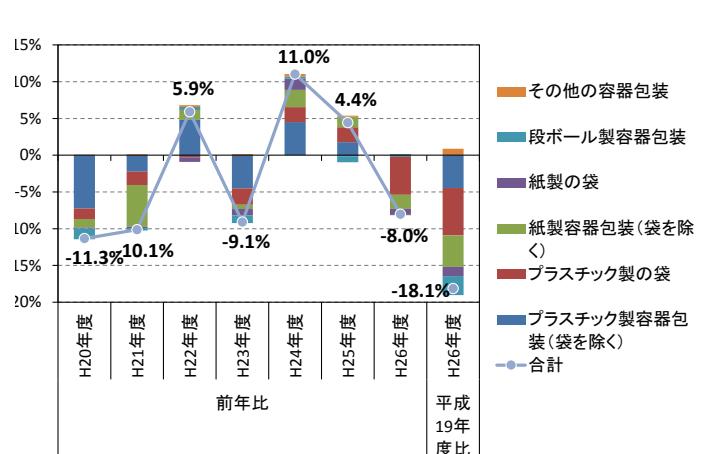
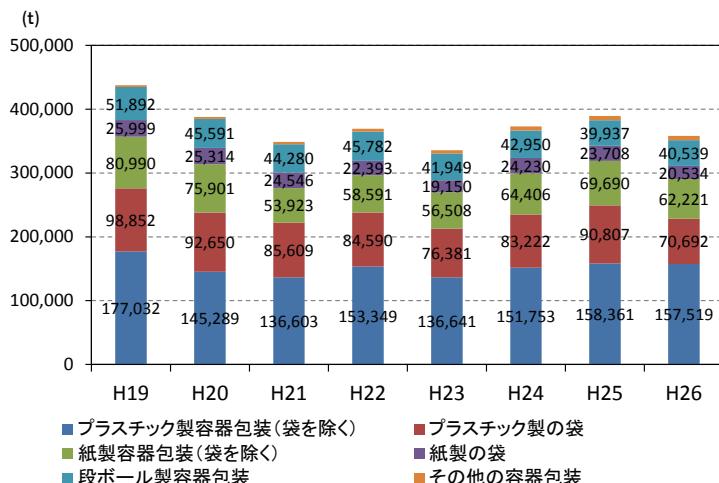
（説明） 各年度の提出事業者の値を集計。
使用量は、個社の容器包装を用いた使用量の合計値。
寄与度分解：前年度比及び平成26年度の対平成19年比の寄与度分解

（出所） 定期報告制度

容り法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析④ 【提出全事業者】容器包装を用いた量の推移_素材別)

素材別容器包装を用いた量の推移

容器包装を用いた量の推移(寄与度分解)



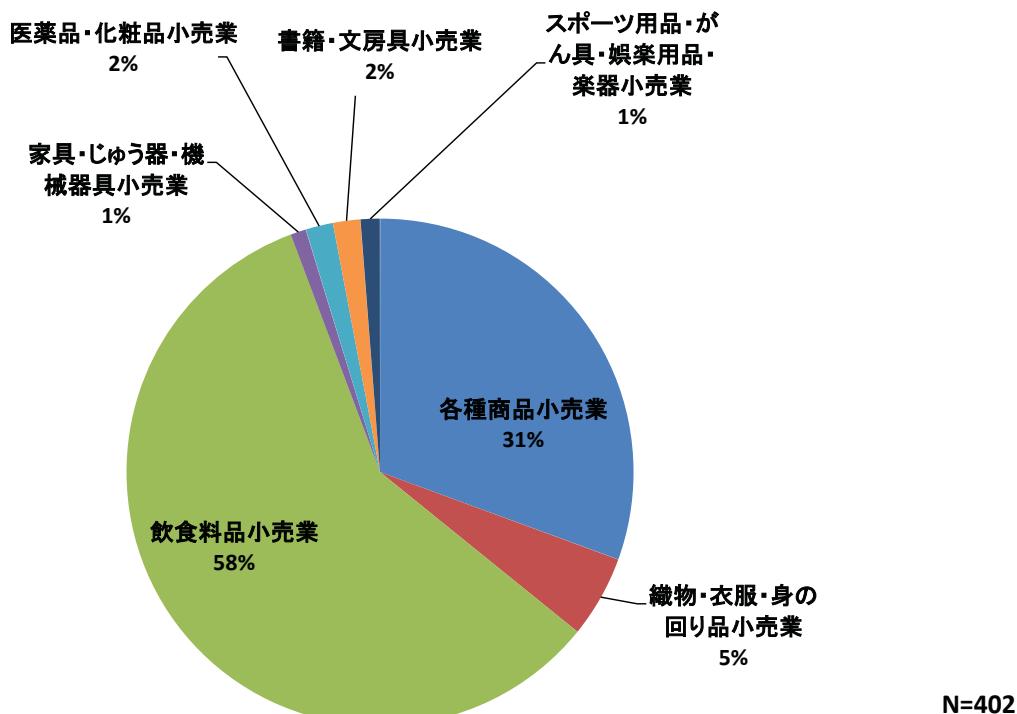
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
N	739	705	671	721	653	733	708	718
総量(トン)	437,510	387,886	348,648	369,237	335,710	372,774	389,306	358,106

（説明） 各年度の提出事業者の値を集計。
使用量は、個社の容器包装別の使用量の合計値。
寄与度分解：前年度比及び平成26年度の対平成19年比の寄与度分解

（出所） 定期報告制度

容り法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析⑤ （【連続提出事業者】定期報告提出事業者の業種）

集計対象者数の業種別内訳

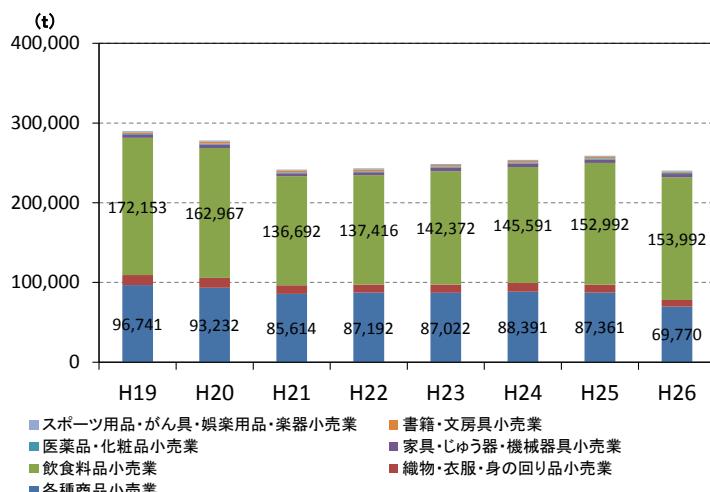


(説明) 8年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者(計402事業者)の集計結果。

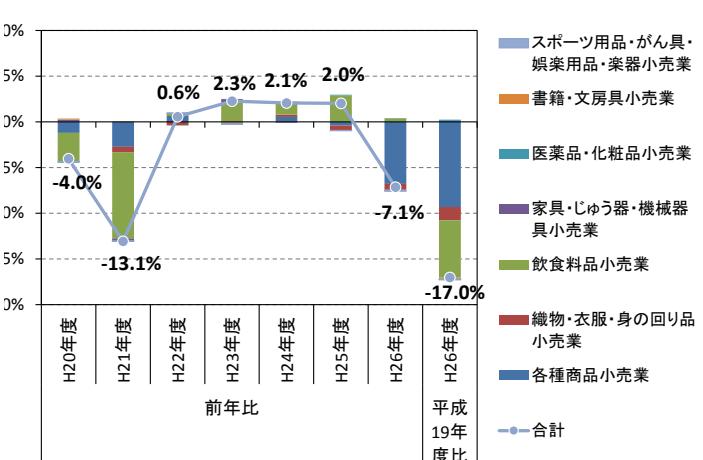
(出所) 定期報告制度

容り法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析⑥ （【連続提出事業者】容器包装を用いた量の推移_業種別）

素材別容器包装を用いた量の推移



容器包装を用いた量の推移(寄与度分解)



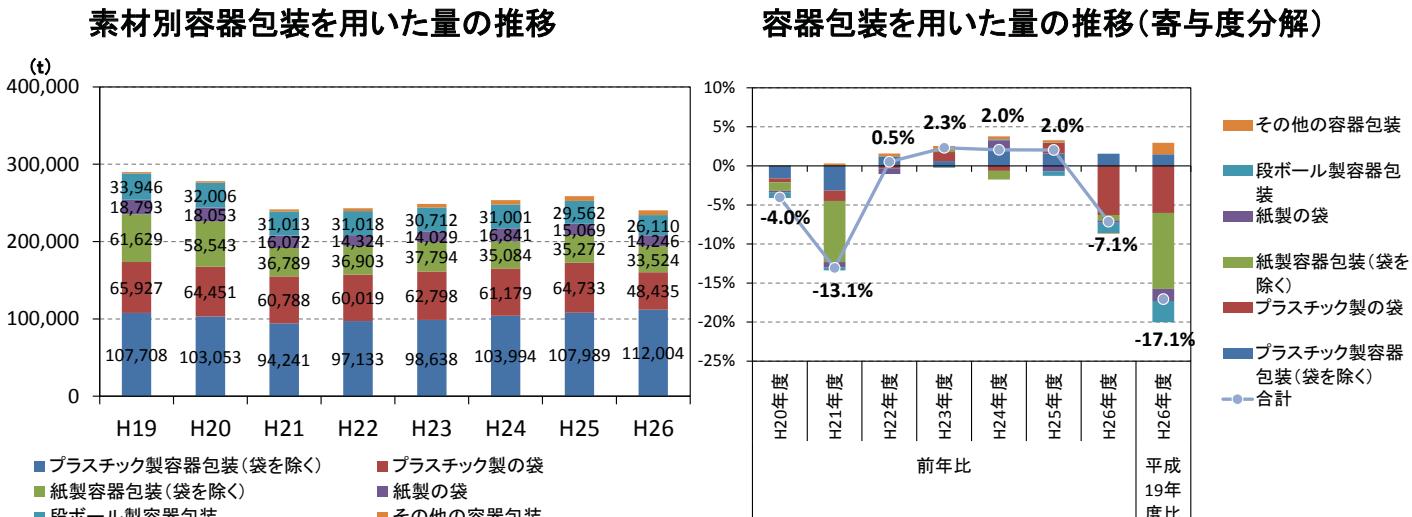
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総量(トン)	289,770	278,094	241,760	243,118	248,636	253,767	258,909	240,412

(説明) 8年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者(計402事業者)の集計結果。
使用量は、個社の容器包装を用いた使用量の合計値。

寄与度分解: 前年度比及び平成26年度の対平成19年度比の寄与度分解

(出所) 定期報告制度

容り法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析⑦ （【連続提出事業者】容器包装を用いた量の推移_素材別）



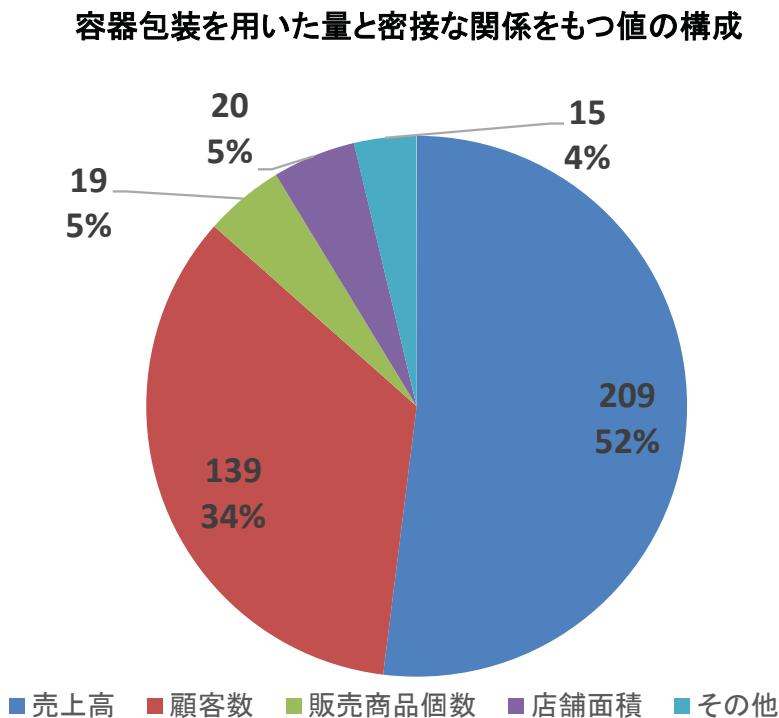
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総量(トン)	289,770	278,056	241,734	243,015	248,628	253,707	258,830	240,331

(説明) 8年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者(計402事業者)の集計結果。
使用量は、個社の容器包装別の使用量の合計値。

寄与度分解: 前年度比及び平成26年度の対平成19年度比の寄与度分解

(出所) 定期報告制度

容り法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析⑧ （【連続提出事業者】密接指標の設定状況）

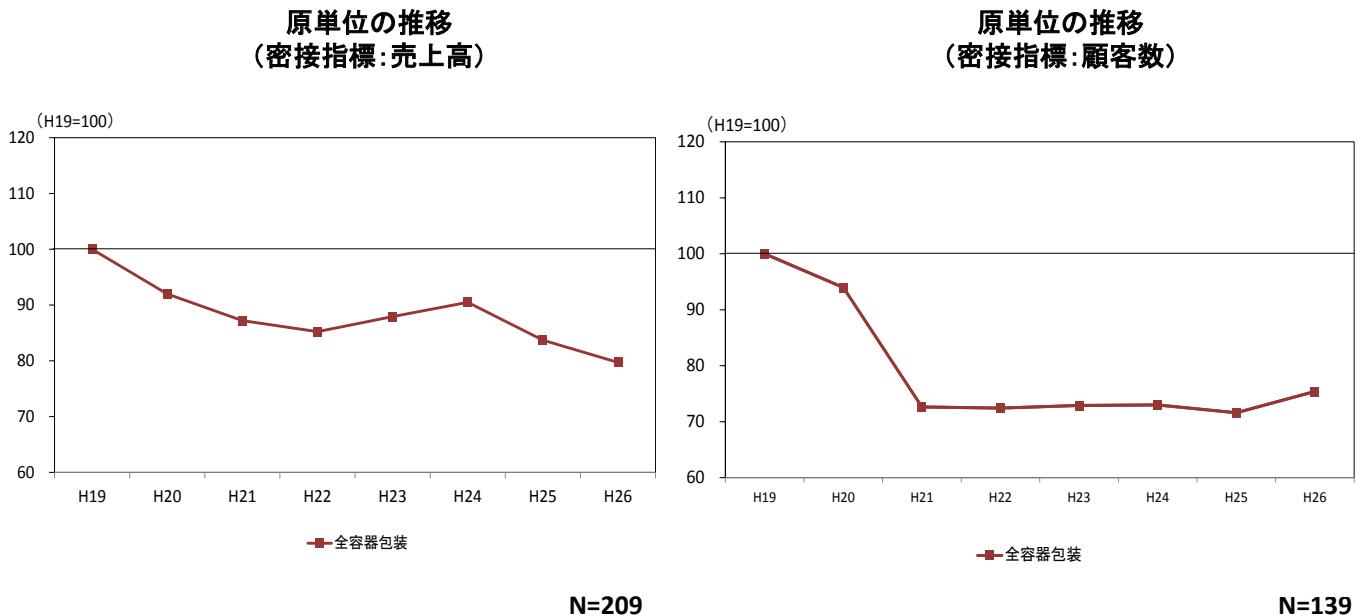


N=402

(説明) 8年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者(計402事業者)の集計結果。

(出所) 定期報告制度

容器法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析⑨ (原単位の推移_密接指標別)

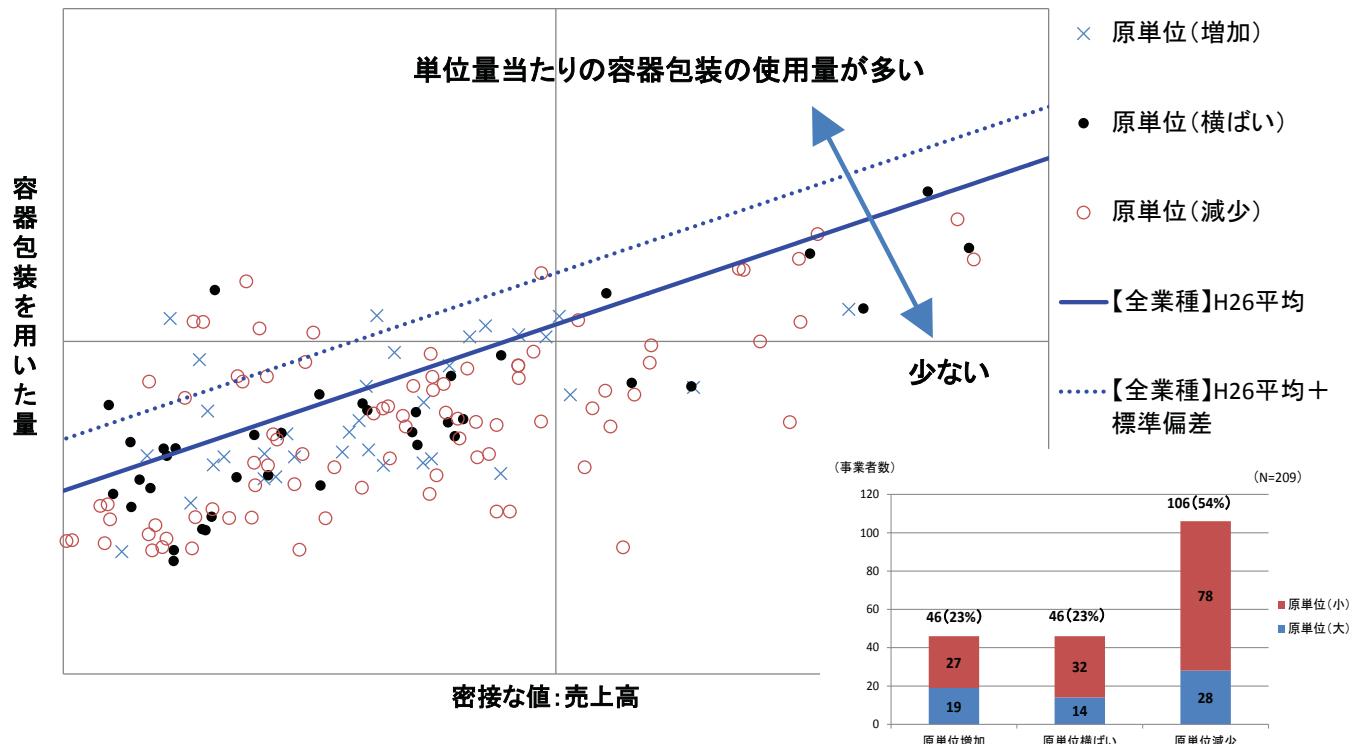


(説明) 8年連続提出事業者で継続比較が可能な事業者のうち、密接指標に売上高を設定している事業者(計209事業者)の集計と、密接指標に顧客数を設定している事業者(計139事業者)の集計。
平成19年度の実績値を100として指数化。

(出所) 定期報告制度

容器法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析⑩ (事業者別の原単位の評価、密接な値: 売上高)

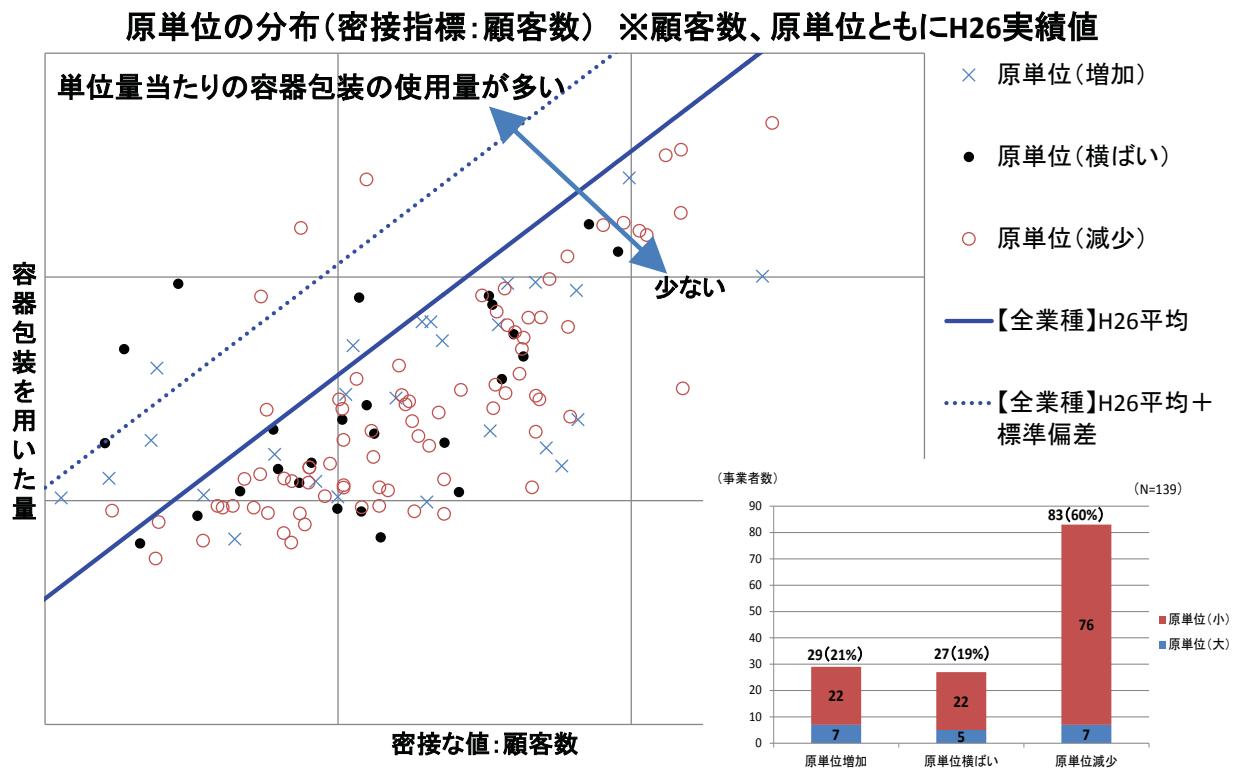
原単位の分布(密接指標: 売上高) ※売上高、原単位ともにH26実績値



(説明) 横軸: 売上高、縦軸: 容器包装を用いた量(何れも対数表記)。密接な値に売上高を用いている209社をプロット。
平成19年度から平成26年度まで年率±1%未満の事業者を横ばいとした。

(出所) 定期報告制度

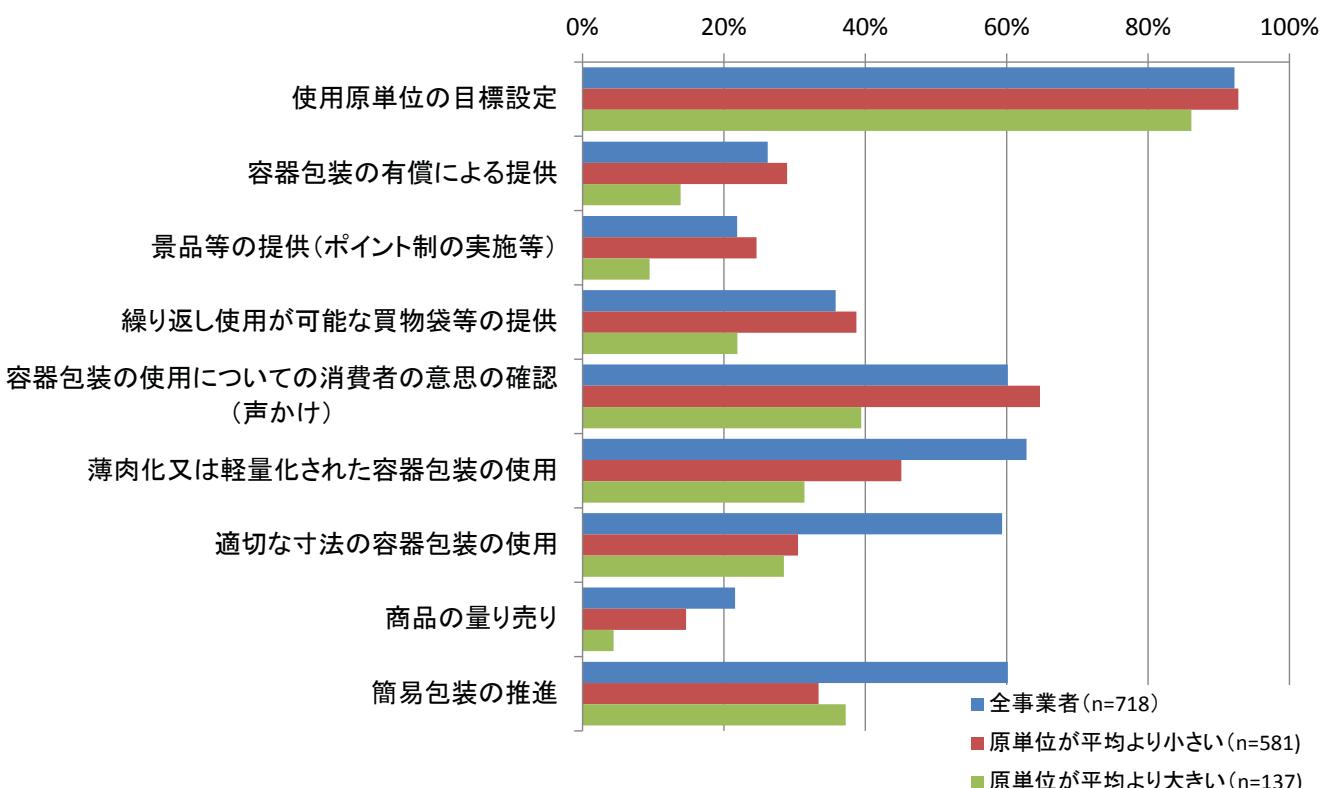
容器法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析⑪
(事業者別の原単位の評価、密接な値:顧客数)



(説明) 横軸:顧客数、縦軸:容器包装を用いた量(何れも対数表記)。密接な値に顧客数を用いている139社をプロット。平成19年度から平成26年度まで年率±1%未満の事業者を横ばいとした。

(出所) 定期報告制度

容器法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析⑫
(排出抑制への取組みと原単位の関係)



(出所) 定期報告制度

容り法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析⑬ (地方公共団体との連携事例)

○条例への取組(2事業者)

- ・レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例
- ・レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例

○協定の締結(50事業者)

- ・自治体・消費者団体とレジ袋削減のための協定を締結
- ・協定を締結し、レジ袋の無料配付中止(有料化)を開始
- ・協定に基づき、自治体へ3ヶ月毎にレジ袋使用量を報告 等

○地域の協議会等への参加(109事業者)

- ・3R推進協議会に参加し、行政・消費者と意見交換を行う
- ・レジ袋削減推進連絡協議会に参加し、削減に取り組む
- ・容器包装廃棄物削減推進協議会に参加し協定を締結 等

○キャンペーンへの参加(47事業者)

- ・県が計画したマイバック持参キャンペーンに参加
- ・レジ袋削減のステッカーやのぼりの掲出 等

○広報活動での協力(12事業者)

- ・市広報等で事業者のレジ袋削減への取組を紹介
- ・自治体のHPでレジ袋無料配付中止店舗を紹介
- ・市主催の環境フェアで事業者の環境活動をPR 等

○その他(制度、寄付、報告等)(30事業者)

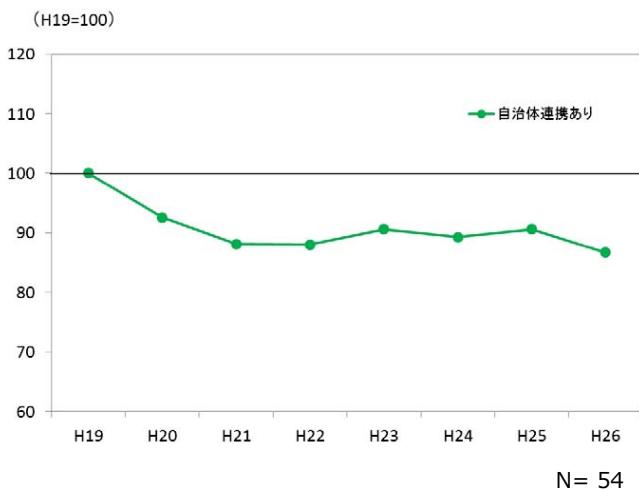
- ・エコショップ認定制度への参加
- ・レジ袋の収益金を地域に活用するため行政へ寄付
- ・自治体へ3ヶ月毎にレジ袋辞退率を報告 等

(説明)平成26年度の(第8表)その他の合理化実施取組において、何から地方自治体との取組を行っている事業者(184事業者)を集計したもの。事業者による自治体との取り組みは複数ある、また事業者の自治体との取り組みは複数自治体との取り組みがあるが、事業者数を集計している。

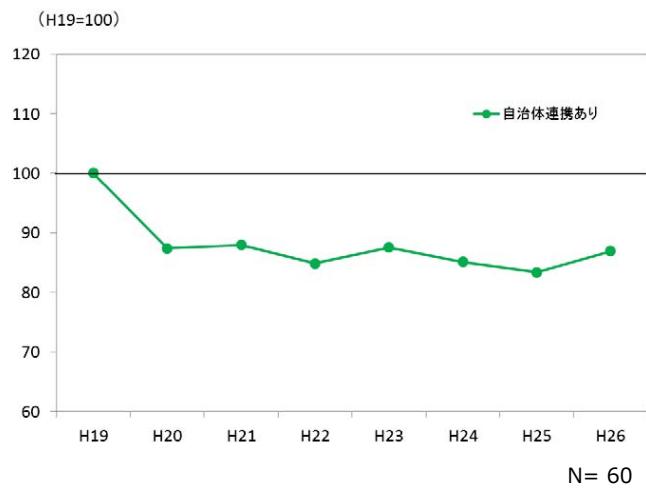
(出所)定期報告制度

容り法に基づく小売業事業者に係る定期報告制度の分析⑭ (地方公共団体と連携している事業者の原単位の推移_密接指標別)

原単位の推移
(密接指標: 売上高)



原単位の推移
(密接指標: 顧客数)



(説明)平成26年度の(第8表)その他の合理化実施取組において、何らか地方自治体との取組を行っている事業者(184事業者)のうち、8年連続提出事業者で継続比較が可能な事業者のなかで、密接指標に売上高を設定した事業者(54事業者)の集計と、密接指標に顧客数を設定している事業者(60事業者)の集計。平成19年度の実績値を100として指数化。

(出所)定期報告制度